

## 第2回「社会法講義①労働法」

2023.04.19. 佐藤

**本日の目的**：事例選択と報告予定の確認、社会法講義①労働法

### 1.報告担当事件

安達 陸 10 ハラスメント

基本文献 大和田敢太「ILO条約とハラスメント規制の原点」労旬(労働法律旬報)1947号  
(2019年)6頁

参考文献 水町勇一郎「フリーランスへのハラスメントと安全配慮義務」ジュリスト 1577号  
(2022年)144頁

草分 希海 14 技人国

基本文献 早川智津子「外国人労働者の法政策」労働法の争点(2014年)16頁

参考文献 鈴木江理子「外国人労働者受入れの現状と課題」季刊労働者の権利 341号  
(2021年)53頁

辻 悠悟 18 男性育休

基本文献 武井寛「育児・介護休業法の意義と課題」労働法の争点(2014年)122頁

参考文献 丸山亜子「男性育児休業をめぐる 2021年育児介護休業法改正の課題」  
季刊労働者の権利 348号(2022年)2頁

内藤 千晴 1 アマゾン配達員労組

基本文献 竹内寿「集団的労働関係における労働者」労働判例百選[第10版](2022年)8頁

参考文献 毛塚勝利「個人就業者をめぐる議論に必要な視野と視座とは」  
季刊労働法 267号(2019年)58頁

三上 翔大 17 生活保護引き下げ事件

基本文献 菊池馨実「高齢加算廃止と生活保護法」社会保障判例百選[第5版](2016)8頁

参考文献 阿部広美「生活保護基準引下げ違憲訴訟熊本地裁判決<解説>  
賃金と社会保障 1811・1812(2022年)81頁

山岡 莉奈 16 生活保護の国籍要件

基本文献 三輪まどか「永住外国人と生活保護法の適用」社会保障判例百選[第5版]  
(2016年)160頁

参考文献 奥貫妃文「外国人への社会保障制度の適用の現状と問題点」  
賃金と社会保障 1726号(2019年)11頁

吉田 剛 12 パート

基本文献 富永晃一「正規・非正規の不合理な相違の禁止」労働判例百選[第10版]  
(2022年)166頁

参考文献 水町勇一郎『「同一労働同一賃金」のすべて』(新版、有斐閣、2019年)  
第3章「改正法の内容」、「2.パートタイム・有期雇用労働法」

吉山 音々 19 児童手当の銀行口座からの差押え

基本文献 鶴田滋「児童手当振込口座の預金債権の差押え」社会保障百選[第5版]  
(2016年)198頁

参考文献 中野妙子「児童手当を原資とする預金債権に対する地方税滞納処分の適法性」  
1485号(2015年)131頁

WANG Yanrong 5 解雇の金銭解決

基本文献 島田洋一「整理解雇」労働判例百選[第10版](2022年)150頁

参考文献 土田道夫「解雇の金銭救済制度について」季刊労働法 259号(2017年)2頁  
徳住堅治「労働者側弁護士から見た」季刊労働法 259号(2017年)7頁  
石井妙子「使用者側代理人からみた」季刊労働法 259号(2017年)36頁

- \*「基本文献」は、基本的に百選なので2頁程度。報告者以外も読んでおくこと。  
「参考文献」は、論文。報告者は、その問題について、最低1本は論文を読んでもらいたい。  
これ以外の文献を読むことを妨げるものではありません。

## 2. 講義計画

4/12	第01回	事例の選択	
/19	第02回	社会法講義①労働法	
/26	第03回	社会法講義②社会保障法	
5/10	第04回	レポートの書き方／報告準備	
/17	第05回	報告事例 (18)	プレゼン<山岡>K-Pop
/24	第06回	(1) <内藤>	<吉山>便秘
/31	第07回	(14) <草分>	<安達>
/03	第08回	(17) <三上>	<吉山>つぼ
/07	第09回	(10) <安達>	<草分>サッカー
/14	第10回	(16) <山岡>	<内藤>マリーンズ
/21	第11回	(12) <吉田>	<Wang>
/28	第12回		<辻> 北海道など4点
7/05	第13回	(19) <吉山>	<三上>料理
/12	第14回	(5) <Wang>	<吉田>
/19	第15回	レポート提出	

## 3. 報告準備の手順

- 1) 事例と文献を読む
- 2) 「報告すべき事項」は、①論点・②関連する法(法律・判例)・③諸説・④自説
- 3) 上の「報告すべき事項」をレジюмеにする
- 4) レジюмеを全員分(9人+教員=10枚)コピーして配布  
←以下の、印刷用のID、passwordを使用する
- 5) そのレジюмеを報告する(1人5分程度、最長で10分)  
←報告当日の展開演習の場では主に、自らの見解について意見交換する  
自らの見解はオリジナルなものでなければなりません  
専門演習では、それに加えて論証ができていなければなりません  
展開演習では、そこまでは要求しませんので、アイデアレベルでかまいません
- 6) 報告ならびにそこでの私からの指摘、演習での議論をもとに論文を作成する
- 7) 論文の締め切りは、7月19日・講義の時間  
字数は、9000字程度  
なお、基礎演習Ⅰが3000字、基礎演習Ⅱが6000字、展開演習が9000字  
専門演習Ⅰが12000字、専門演習Ⅱが15000字、と3000字ずつアップ  
提出先は、私(事務室、あるいは学びステーションではありません)

## 4. その他

1. ゼミ役員
 

総理	<山岡>	仕事：最終決定権者
幹事長	<安達>	仕事：雑用諸々
食事会担当	<辻>	仕事：食事会の手配
法学会担当		
2. 食事会
3. レジюме印刷：プリントステーションでID入力によりコピー
4. 「学びの魂」定点観測3の作成と提出

## 5. 社会法講義 ①労働法 \*配布資料の参照

### 1. 「労働法」とは社会権

憲法 25 条、27 条、28 条

### 2. 集団的労働関係法(労働団体法)

団結権：労働組合を結成する権利、自由な組合活動の権利

日本国憲法の欠缺：国際人権規約には「自由な組合活動の権利」が明記

結社の自由との相違：存続の権利も認めている

団体交渉権：交渉する権利、労働協約

独自の権利として保障しているのは希：団体交渉権とは独立した団結家はあり得ないため

独自の権利としているのは米国の影響：米国は独自の権利とする意味がある

団体行動権：労使双方が実力行動をする権利

上の二権と比して、業務を妨げる度合いが大きいため、権利として承認されたのは遅れる

### 3. 個別的労働関係法(労働保護法)

労働保護法の位置：最低限保障(刑罰付き)、労使(労働組合も含め)交渉によって+αが前提  
労働基準法の章立てに沿って

第 1 章 総則：原則

+雇用機会均等法(3 条・4 条)、労働者派遣法(6 条)

第 2 章 労働契約：契約条件明示・解雇規制

+労働契約法、パート・有期労働法(14 条)

第 3 章 賃金：支払い確保

+最低賃金法(27 条)、賃確法

第 4 章 労働時間・休息：原則・変形性・休憩・休日・延長・年次有給休暇

+時短促進法、育児介護休業法

第 5 章 安全及び衛生

+労働安全衛生法(42 条)、過労死等防止対策推進法、労働施策総合推進法

第 6 章 年少者

第 6 章の 2 妊産婦等

第 7 章 技能者の養成：徒弟制度

第 8 章 災害補償

+労働者災害補償保険法

第 9 章 就業規則

第 10 章 寄宿舍 \*現在はほとんどない、「社宅」とは異なる

第 11 章 監督機関：労働着監督

+個別労働紛争解決促進法、労働審判法

第 12 章 雑則：刑罰規定(特別刑法)